

女子の渡航者漸次其の数を増し大正七年調査に依れば八十五名の多きに達し総数の約三割を占むるに至れり。

渡航者年別表

明治二十四年	二	同	大正四年	二	二六一人
同 二十五	三	同	同 五	二	二五三人
同 二十六	八	同	同 六	二	二五八人
同 二十七	一	同	同 七	二	二七九人
同 二十八	一	同	同 八	二	二八〇人
同 二十九	一	同	同 九	二	二八九人
同 三十	一	同	同 十	二	二九〇人
同 三十一	一	同	同 十一	二	二九一人
同 三十二	一	同	同 十二	二	二九二人
同 三十三	一	同	同 十三	二	二九三人
同 三十四	一	同	同 十四	二	二九四人
同 三十五	一	同	同 十五	二	二九五人
同 三十六	一	同	同 十六	二	二九六人
同 三十七	一	同	同 十七	二	二九七人
同 三十八	一	同	同 十八	二	二九八人
同 三十九	一	同	同 十九	二	二九九人
同 四十	一	同	同 二十	二	三〇〇人
同 四十一	一	同	同 二十一	二	三〇一人
同 四十二	一	同	同 二十二	二	三〇二人
同 四十三	一	同	同 二十三	二	三〇三人
同 四十四	一	同	同 二十四	二	三〇四人
同 四十五	一	同	同 二十五	二	三〇五人
同 四十六	一	同	同 二十六	二	三〇六人
同 四十七	一	同	同 二十七	二	三〇七人
同 四十八	一	同	同 二十八	二	三〇八人
同 四十九	一	同	同 二十九	二	三〇九人
同 五十	一	同	同 三十	二	三一〇人
同 五十一	一	同	同 三十一	二	三一一人
同 五十二	一	同	同 三十二	二	三一二人
同 五十三	一	同	同 三十三	二	三一三人
同 五十四	一	同	同 三十四	二	三一四人
同 五十五	一	同	同 三十五	二	三一五人
同 五十六	一	同	同 三十六	二	三一六人
同 五十七	一	同	同 三十七	二	三一七人
同 五十八	一	同	同 三十八	二	三一八人
同 五十九	一	同	同 三十九	二	三一九人
同 六十	一	同	同 四十	二	三二〇人
同 六十一	一	同	同 四十一	二	三二一人
同 六十二	一	同	同 四十二	二	三二二人
同 六十三	一	同	同 四十三	二	三二三人
同 六十四	一	同	同 四十四	二	三二四人
同 六十五	一	同	同 四十五	二	三二五人
同 六十六	一	同	同 四十六	二	三二六人
同 六十七	一	同	同 四十七	二	三二七人
同 六十八	一	同	同 四十八	二	三二八人
同 六十九	一	同	同 四十九	二	三二九人
同 七十	一	同	同 五十	二	三三〇人

第四章 官公署

一、田原村役場

本村役場は大字下田原城道吹上三十七番地の旧戸長役場を仮用したりしが狭隘なるを以て新築の議起こり大正元年(明治四十五年)六月十八日、字和田前二二八番地即ち現在の地に移転し以て現今に至れり。

二、田原郵便局

元は本村大字下田原四百二十七番地にあり明治三十六年十二月下田原郵便受取所と称せしが全三十八年四月下田原郵便局と改称せり。全四十二年十月現今の四百四十五番地に移転し、全四十四年三月三十一日開始し又電話は同年十月十一日開始せり。同年三月三十一日開始し又電話は同年十月十一日開始せり。

三、巡査駐在所

明治十七年下田原村に巡査派出所を設け、下田原、佐部、上田原の三ヶ村を管轄せしが同十二年巡査駐在所と改称し最初は下田原字城道吹上三七番地役場隣にありしが四十三年七月拾番地芝水穂住宅を仮用し四十四年二月、更に四百参拾貳番地井本徳蔵住宅を使用したりしが四十五年四月新築の議起り字坊六百三十六番地の田地を埋立て、大正二年十二月新築に着手全三年二月落成し同年二月二十六日を以て移転せり。

第五章 財政

一、藩政時代の貢租

紀州一國の檢地は正文祿の間、諸國と共に行われたれども其の高詳ならず。慶長六年淺野氏受封の時、奉行石黒半兵衛を以て改め替ありて従来二十万石(高野寺領を除く)の地を三十七万五千石に取り立てたり。之を古檢という。元禄以前の租法は之を標準とす。徳川頼宣は之に勢州十八万石を加えて五十五万五千石を受封せり。後元禄十年十一月に涉りて更に檢地ありて古檢地高を補正し新田を檢出すること多かりき、之を新檢といふ。以後の租法は之に準ず。爾來畑返りを禁止し新田の開墾を奨励したるが故に石高は漸次に増加し天保の頃の歲入出決算書には六十二万四千三百四十石を計上し慶応二年の目盛には六十二万九百四十四石と記せり。かくの如く慶應の頃には新田の檢出も周く行われ隠田等の如き百姓の如く度々の檢地にて新田の檢出も僅に檢地の際種々の方策を講じたり。藩政時代に於ける納租の法は先ず土地に石高を盛り付け之に免を乗じて納租の高を定む。其石高を盛り付けんとするには(之を石盛という)田地の好悪に